

辰野町子育て世帯訪問支援事業のご案内

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭等を対象に、辰野町社会福祉協議会の訪問支援員が自宅に訪問して家事や育児等の支援を行います。

<対象者>

辰野町に住民票があり、以下に該当する家庭。

- ・家事、育児に不安や負担を抱える家庭
- ・支援が必要な妊婦のいる家庭
- ・ヤングケアラーのいる家庭
- ・その他支援が必要な家庭等

<利用期間>

支援開始日から最大3ヶ月まで利用できます。

その後も継続して支援を受ける必要がある場合は、再度申請が必要です。

<利用時間>

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで。

(休日、祝祭日及び12月29日から1月3日までとお盆を除く。)

1日あたり2時間、1月あたり20時間まで。

※上記の時間以外の支援については要相談となります。

※1回1時間単位、1日2回の利用も可能です。

- 例) 1日2回利用の場合
- ① 8:30~9:30 食事の片付け・洗濯など
 - ② 15:30~16:30 掃除・買い物の代行など

<支援の内容>

訪問支援員が自宅に伺い、以下のお手伝いをさせていただきます。

- ・家事に関すること(食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等)
- ・育児、養育に関すること(児のサポート、保育所等の送迎、児童の見守り、外出時の補助等)

<利用料金>

1時間当たり500円(生活保護世帯、町民税非課税世帯は無料)

支援を実施した月の翌月に、1ヶ月分の料金をまとめた納付書兼請求書をお送りしますので、コンビニにて支払いをお願いいたします。(現金払いのみ)

<利用申し込み>

利用を希望される方は、子育て応援課保健師にご相談の上、別紙「辰野町子育て世帯訪問支援事業利用申請書」を提出してください。その後、利用者の方と保健師・訪問支援員で日程や支援内容の打ち合わせをさせていただきます。

支援内容が決まり次第、子育て応援課より利用決定通知書を交付して、利用していただくようになります。

※ ご不明な点等については下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

辰野町役場 子育て応援課 母子保健係・子育て家庭支援係 電話：0266-41-1111